平成２４年（フ）第３３１号
神奈川県綾瀬市吉岡東１丁目12番32号
債務者　石原　弘久
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６０号
横浜市戸塚区原宿５丁目31番７―404号
債務者　鈴木　仁一
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３７９号
神奈川県茅ヶ崎市菱沼２丁目18番32号　マームヒルズ湘南101
債務者　高野　信一
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９５号
横浜市戸塚区上柏尾町545番地１　エレガンス東戸塚203号
債務者　中村美穂子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０５号
神奈川県藤沢市片瀬１丁目５番40―205号
債務者　坪田貴美子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６号
広島県福山市能島２丁目22番３号
債務者　大山　義一
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後１時10分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１４５号
東京都青梅市河辺町１丁目906番地の４日神パレステージ河辺第２―305
債務者　伊藤　保夫
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３７号
東京都八王子市川口町2020番地１プリムローズＳ．K103号
債務者　高橋　郁恵（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３８号
東京都多摩市諏訪４丁目１番地７―510
債務者　高岡　政幸
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４０号
愛知県豊橋市向山西町４番地11　西町ハイツ302号室、住民票上の住所愛知県豊橋市曙町字測点195番地の５
債務者　藤田　福松
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３２１号
長崎県佐世保市赤崎町252番地32、旧住所長崎県佐世保市横尾町238番地44
債務者　中村美佐子（旧姓秋田・尾崎）
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１４号
長崎県佐世保市早苗町508番地17　早苗マンション203、旧住所長崎県西海市西海町太田和郷1017番地４
債務者　坂本由香利（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
川崎市宮前区南平台９番13号　サンシティー913―102
債務者　中山　涼子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１３６号
横浜市磯子区磯子４丁目３番26号　スターゲイツ磯子ＭＩＫＡ101号
債務者　小泉　武男
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５７号
神奈川県大和市鶴間２丁目15番21号
債務者　佐々木悦子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部